

令和3年(ワ)第673号 女川原子力発電所運転差止請求事件

原告 原 伸 雄 外16名

被告 東北電力株式会社

## 訴訟進行に関する意見書

令和3年8月24日

仙台地方裁判所第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小野寺 信 一  
外

1 原告の補充主張・補充立証は、令和3年9月15日までに終了する予定である（その結果も踏まえ、第1回期日において30分程度のレクチャーを行う予定である）。

2 訴状請求の原因第8（宮城県と石巻市の避難計画は実効性がない）、第9（実効性の欠けた計画は避難者を危険かつ一層困難な状況に追い込むこと）に対する被告の認否・反論は答弁書の提出期限である令和3年9月末日までに行われるべきである。また、原告の補充主張・補充立証に対する認否・反論は令和3年11月8日の第1回期日までに行われるべきである。

理由は以下のとおりである。

① 訴状と証拠が被告に送達されたのが令和3年6月14日である。そこから答弁書提出まで約3ヶ月、第1回期日まで約5ヶ月あること。

② 原告提出の証拠のほとんどは宮城県、石巻市等に対する質問・回答、それら自治体に対する情報公開請求の結果である。被告において同様の方法によって

反対証拠を収集することは時間的に十分可能であること。

- ③ 被告の組織力を持ってすれば、宮城県、石巻市に出向き、訴状請求の原因第8（宮城県と石巻市の避難計画は実効性がない）、第9（実効性の欠けた計画は避難者を危険かつ一層困難な状況に追い込むこと）が事実か否か聞き取りをし、反対証拠の有無を確認する（反対証拠があれば、それを情報公開請求によって収集する）ことも十分に可能である。

よって、被告が答弁書において「これから調査し認否する」という態度を取る時は第1回期日において早期の結審を求める予定である。

以上